

縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造に係る評価に関する業務規程

平成24年8月2日危保規程第7号

最終改正 平成24年10月10日危保規程第12号

第1条 目的

この規程は、縦置円筒型地下貯蔵タンクが危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。)第23条に規定する地下貯蔵タンクの構造であること及び当該縦置円筒型地下貯蔵タンクが設置されるタンク室が第23条の4に規定するタンク室の構造であることについて、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)が行う評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 評価の対象

この規程による評価の対象は、次に示すとおりである。

- 1 上面・下面ともに鏡板形状でスカート支持構造である縦置円筒型地下貯蔵タンク1基及び次に示す要件の全てを満足しているタンク室で構成されたもの(以下「標準構成の縦置円筒型地下貯蔵タンク」という。)
 - (1) タンク室は直接基礎であること。
 - (2) タンク室は鉄筋コンクリート構造であること。
 - (3) タンク室の寸法は、壁幅が4.0m程度であり、かつ、壁高が2.0mから8.4m程度であること。
- 2 前項に示す縦置円筒型地下貯蔵タンク以外の構造を有する縦置円筒型地下貯蔵タンク又は、前項に示す要件の一部又は全部を満足していないタンク室で構成されているもの(以下「標準構成以外の縦置円筒型地下貯蔵タンク」という。)

第3条 縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造に係る評価委員会

- 1 協会に、第2条第2項に規定する標準構成以外の縦置円筒型地下貯蔵タンクの構造を審査するための委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4条 評価の方法

この規程に基づく評価は、次に示す方法により行うものとする。

- 1 縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造に係る評価を受けようとする者は、様式第1の申請書により縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室に関する書類を添えて、協会の理事長(以下「理事長」という。)に申請するものとする。
- 2 理事長は、前項の申請に基づき縦置円筒型地下貯蔵タンクが規則第23条に規定する構造であることについて及びタンク室が規則第23条の4に規定する構造であることについて、それぞれ評価する。
- 3 理事長は、申請のあった縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室が、第2条第2項に規定する標準構成以外の縦置円筒型地下貯蔵タンクである場合には構造に係る評価に関する審査を委員会に委嘱することができる。

- 4 委員会は、前項に基づき委嘱のあった構造に関する評価について審査し、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は、第2項の結果について、申請者に対し様式第2の通知書により通知する。

第5条 評価の取り消し

- 1 理事長は、縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造に係る評価を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該評価を取り消すことができる。
 - (1) 不正な手段により当該評価を受けたとき。
 - (2) 当該評価の際に付された条件に反する事項があると認められるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により評価を取り消したときは、その旨を当該評価を受けた者に通知する。

第6条 手数料

- 1 手数料の額は、次の各号による区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に消費税相当額を加算した額とする。
 - (1) 第2条第1項に規定する標準構成の縦置円筒型地下貯蔵タンク
1施設につき、800,000円
ただし、同一敷地内に同一構造である標準構成の縦置円筒型地下貯蔵タンクを複数設置する場合には、2施設目以降の手数料は1施設につき、400,000円とする。
 - (2) 第2条第2項に規定する標準構成以外の縦置円筒型地下貯蔵タンク
1施設につき、2,000,000円
ただし、タンク室に複数の縦置円筒型地下貯蔵タンクを設置する場合は、設置する縦置円筒型地下貯蔵タンクの基数から1を減じた基数に600,000円（タンク室に設置する全ての縦置円筒型地下貯蔵タンクについて、隣接する縦置円筒型地下貯蔵タンクとの間にタンク室と同等の強度を有する間仕切り壁を設けた場合にあつては、100,000円）を乗じた金額を2,000,000円に加えた金額とする。
- 2 既に納付された手数料は、第4条の規定による申請を受け付けた後においては、原則として返還しない。

第7条 その他

この規程に定めるもののほか、縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造の評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成24年8月2日危保規程第7号）

この規程は、平成24年8月2日から施行する。

附 則（平成24年10月10日危保規程第12号）

この規程は、平成24年10月10日から施行する。

様式第 1

縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造に係る評価申請書

年 月 日	
危険物保安技術協会 理事長 殿	
申請者 住所 氏名 印 (法人名及び代表者名) 電話番号	
下記の縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造について評価を受けた いので関係書類を添えて申請します。	
記	
1 縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室を設置する防火対象物等の名称又は部分	
2 申請区分 「縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造に係る評価に関する業務規程」 第 2 条 (第 1 項 ・ 第 2 項) に該当	
* 受 付	* 備 考

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。
2 申請書は正副 2 通を提出するものとする。
3 * 欄は記入しないこと。

様式第 2

縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造に係る評価結果通知書

		危業第 号 年 月 日
殿		
危険物保安技術協会 理事長		
年 月 日付けで申請のあった縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室の構造は、危険物の規制に関する規則（昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号）第 2 3 条及び第 2 3 条の 4 に規定する構造であると（認められる・認められない）ので通知します。		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室を設置する防火対象物等の名称又は部分	住 所	
	名 称	
評 価 番 号		
評 価 年 月 日		
備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。